（証券コード　2901）
平成27年６月10日

株　主　各　位

東京都千代田区飯田橋一丁目４番１号
石　垣　食　品　株　式　会　社
代表取締役社長　石　垣　裕　義

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面にて議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送下さいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前９時30分を予定しております。）
2. **場　　所**　東京都千代田区飯田橋一丁目１番１号
ホテルグランドパレス　４階　桐の間
3. **目的事項**
報告事項　第58期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項　第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　補欠取締役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。また議事資料として、この「招集ご通知」をお持ち下さいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、直ちに当社ホームページ（http://www.ishigakifoods.co.jp）に修正後の内容を開示いたします。
◎総会ご出席者へのおみやげは今回からご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

1.　会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府と日銀による経済・金融政策により、株価上昇や雇用環境の改善等、緩やかな景気回復基調で推移しました。一方で、政府の政策や消費増税、円安等に起因する消費者物価の上昇は、個人消費を一時的に減速させるなど、予断を許さない状況が続いております。

食品業界においても、円安に伴う輸入原材料の価格高騰や、景況感の回復で雇用環境が改善したことによる人件費の上昇、品質への高い要求が続くことから、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中で当社は、飲料事業においては、主力の麦茶について安定的な売上確保を目指す一方、基幹商品に育ったもののブームの沈静化から減収となったごぼう茶を販売促進し、珍味事業においても、ビーフジャーキーのバリエーション拡充や供給先拡大を行うことで増収を目指してまいりました。損益面においては、全商品についてこれらの増収によって、特にビーフジャーキーについては、急速な円安や原料牛肉価格の高騰で採算が大幅に悪化していることから、値上げを行うことによって、採算の改善を目指してまいりました。

しかしながら厳しい競争環境の中、ごぼう茶とビーフジャーキーは増収の手がかりを捕らえるに至らず、また、主力の麦茶についても最盛期である夏季が天候不順となった影響で伸び悩んだことから、その他事業以外の全商品が減収という厳しい結果となりました。

損益面でも、全商品の減収が工場稼働率の低下を招いたことに加え、特にビーフジャーキーについては、更に円安と原料牛肉価格の高騰があったことから、これに対応した内容量改定に伴う実質値上げを行ったものの、想定を上回る水準の円安と原料牛肉価格の高騰が続いたことから、大幅に採算が悪化いたしました。

またビーフジャーキーを生産する中国生産子会社「ウェイハン石垣食品有限公司」について、採算の悪化により、赤字の計上が続いたことから純資産が大幅に減少し、当社から子会社への関係会社出資金92,245千円について、「関係会社出資金評価損」53,804千円を計上することとなりました。

以上の結果、売上高517百万円（前期比13.2％減）、営業損失30百万円（前期は営業損失32百万円）、経常損失31百万円（前期は経常損失30百万円）、当期純損失85百万円（前期は当期純損失21百万円）となりました。

連結業績は、売上高520百万円（前連結会計年度比13.6％減）、営業損失74百万円（前連結会計年度は営業損失72百万円）、経常損失73百万円（前連結会計年度は経常損失77百万円）、当期純損失74百万円（前連結会計年度は当期純損失68百万円）となりました。

製品別の売上状況

（単位　千円）

品目	売上高	構成比	前期比
飲料事業			
麦茶	167,833	32.4%	89.5%
健康茶	64,075	12.4	67.4
小計	231,909	44.8	82.0
珍味事業			
ビーフジャーキー	278,531	53.8	90.7
その他			
乾燥ナルト・カマボコ	5,810	1.1	132.4
その他	1,523	0.3	69.2
小計	7,333	1.4	111.3
合計	517,774	100.0	86.8

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第55期	第56期	第57期	第58期
	平成24年３月期	平成25年３月期	平成26年３月期	(当　期) 平成27年３月期
売上高（千円）	571,852	713,266	596,440	517,774
経常損益（千円）	1,781	28,001	△30,501	△31,294
当期純損益（千円）	1,201	23,190	△21,736	△85,678
１株当たり当期純損益	円　銭 0　35	円　銭 6　84	円　銭 △6　41	円　銭 △25　28
総資産（千円）	420,028	459,537	418,528	342,983
純資産（千円）	355,058	382,180	349,942	264,536
１株当たり純資産額	円　銭 104　79	円　銭 112　79	円　銭 103　28	円　銭 78　07

（注）1. 第55期は、健康茶及びごぼう茶の増収により売上高の増加、経常利益及び当期純利益の計上をするに至りました。
2. 第56期は、ごぼう茶の大幅な増収により、増収・増益となりました。
3. 第57期は、主にビーフジャーキーが円安及び主要原料の価格高騰により採算悪化したことから減収及び赤字計上となりました。
4. 当期（第58期）の状況につきましては、前記「(1) 当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ウェイハン石垣食品有限公司	847千米ドル	100.0%	食品製造業

(4) 対処すべき課題

当社におきましては、飲料事業については、主力商品が麦茶という季節性の高い商品であることから、工場の夏季繁忙期と冬季閑散期の生産稼働率の平準化を図ることと、少子化に伴う長期的な市場縮小による売上減少に歯止めをかけることが課題となっております。麦茶以外の商品としては、ごぼう茶が飲料業界に先駆けて投入したことでトップブランドの地位を得ることができ、これらの課題の解決に一役買ったものの、ブームの沈静化に伴い、いまだ課題を一掃するには至っておらず、ごぼう茶の再成長と地位の向上に加え、「フジミネラル麦茶」と「ごぼう茶」のブランド力を活かした新たな健康茶の新商品を投入すべく、開発に努めてまいります。

珍味事業については、前事業年度からの減収傾向に加え、主要原料である牛肉価格の高騰と、海外子会社で生産する輸入商品であることから円安で採算が大幅に悪化しており、売上を再び伸張させることと、採算を改善させることが課題となっております。当社としては、取扱店舗やＯＥＭ等による新規販路の拡大、商品バリエーションの拡充を引き続き図ることによる売上の伸長を目指し、また、値上げ等によって適正な利益を確保できるよう努めてまいります。

その他の事業については、委託生産品であるナルトについて、着実な売上及び利益の計上が続くよう、目指してまいります。

株主各位におかれましても、今後共一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社の事業は、主にその取り扱う製品・サービスから「飲料事業」及び「珍味事業」に分類しております。

「飲料事業」は、麦茶等の嗜好飲料及びごぼう茶・烏龍茶等の健康飲料を生産しております。「珍味事業」は、ビーフジャーキーを生産しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

本社	東京都千代田区飯田橋一丁目４番１号
成田空港工場	千葉県香取郡多古町飯笹782番地９

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12(6)名	－(△1)名	45.8歳	20.8年

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	15,000千円

(9) 会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数 8,000,000株
② 発行済株式の総数 3,390,000株
③ 株主数 1,868名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
石垣裕義	696千株	20.6%
株式会社石垣共栄会	338	10.0
石垣靖子	209	6.2
株式会社ＳＢＩ証券	90	2.7
株式会社さくらカラメル	76	2.2
杉浦由美子	64	1.9
松本智幸	60	1.8
日本証券金融株式会社	37	1.1
伊澤和弘	34	1.0
松井証券株式会社	32	1.0

（注） 持株比率は自己株式（1,779株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石垣裕義	ウェイハン石垣食品有限公司董事長
取締役	原久	製造部長、成田空港工場長、 ウェイハン石垣食品有限公司董事
取締役	杉浦友昭	海外部長、 ウェイハン石垣食品有限公司董事
常勤監査役	片平亮太	
監査役	杉浦由美子	株式会社石垣共栄会監査役
監査役	渡邊洋次	渡邊洋次税理士事務所代表

（注）1. 監査役杉浦由美子氏及び渡邊洋次氏は、社外監査役であります。杉浦由美子氏は、当社業務執行者の３親等以内の親族であります。
2. 監査役杉浦由美子氏は、株式会社石垣共栄会の監査役を兼務しております。
3. 監査役渡邊洋次氏は、渡邊洋次税理士事務所の代表を兼務しており、当社は同社との間に税理士顧問契約の取引関係があります。同氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は監査役渡邊洋次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	3名 (—)	19,008千円 (—)
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	2,640 (840)
合計	6	21,648

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、昭和59年６月28日開催の第27期定時株主総会において年額78百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は、昭和59年６月28日開催の第27期定時株主総会において年額９百万円以内と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職の状況及び当社との関係

「①　取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

ロ．社外役員の主な活動状況

・取締役会、監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（１回開催）	
	出席回数	出　席　率	出席回数	出　席　率
監査役　杉　浦　由美子	12回	100.0%	１回	100.0%
監査役　渡　邊　洋　次	11	91.7	1	100.0

・取締役会、監査役会における発言状況

a.　監査役杉浦由美子氏は、第三者的な立場から、取締役会、監査役会において、経営・新製品投入等に関し客観的な発言・提言を行っております。

b.　監査役渡邊洋次氏は、税理士としての専門的見地から、取締役会、監査役会において財務・法規の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

①　会計監査人の名称

東陽監査法人

②　報酬等の額

イ．当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　　8,500千円

ロ．当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　8,500千円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③　非監査業務の内容

該当事項はありません。

④　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合の他、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断

した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努める。

また、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

その保存媒体に応じて適法・適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を筆頭として「内部統制の評価・報告」を行い、リスク管理及び法令遵守を徹底し、リスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図る。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献に対する強化・推進を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月１回開催し、法令及び定款に定められた事項ならびに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めるものとする。

業務執行については、組織規程に定める職務分掌、各職位の職務権限等の規程に則り、それぞれの決裁権限及び責任、手続きの詳細について定める。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社規程に基づき、業務執行報告会議等を開催し経営管理を行うものとする。

また、企業集団においても、当社の企業倫理規程、リスク管理規程に基づき指導を行う。

⑥ 監査役の職務の執行を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合においては、その要請に応じ、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を任命すること

とする。また、その異動については監査役の意見を徴しこれを尊重するものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部署の担当役員または使用人は、監査役に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。また、監査役は必要に応じて随時報告を要請することができる。

内部統制評価制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

なお、取締役及び使用人は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に随時報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑧　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を構築・整備・運用する。

(6) 会社の支配に対する基本方針

当社は現在、特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、創業以来一貫して株主への利益還元を重要な課題のひとつと考えて事業の経営にあたっており、当期純利益の額に応じた一定水準の配当を行っていく方針でございます。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。当社は、「取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、当期純損失を計上していることから、無配とすることといたしました。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**185,026**	**流動負債**	**72,164**
現金預金	21,572	支払手形	8,240
受取手形	703	買掛金	17,119
売掛金	76,739	リース債務	2,639
商品及び製品	31,848	短期借入金	15,000
原材料及び貯蔵品	14,235	未払金	17,563
前渡金	39,562	未払費用	2,258
その他	364	前受金	134
固定資産	**157,956**	未払法人税等	1,034
有形固定資産	**101,483**	未払消費税等	4,463
建物	42,552	預り金	1,416
構築物	2,515	賞与引当金	2,294
機械及び装置	6,538	**固定負債**	**6,283**
車両運搬具	0	リース債務	5,969
工具器具備品	386	繰延税金負債	313
土地	47,780	**負債合計**	**78,447**
リース資産	1,708	**純資産の部**	
無形固定資産	**7,038**	**株主資本**	**263,880**
電話加入権	575	**資本金**	**300,000**
ソフトウエア	405	**資本剰余金**	**53,293**
リース資産	6,057	その他資本剰余金	53,293
投資その他の資産	**49,434**	**利益剰余金**	**△88,630**
投資有価証券	4,113	利益準備金	440
関係会社出資金	38,441	その他利益剰余金	△89,070
長期前払費用	765	繰越利益剰余金	△89,070
差入保証金	6,113	**自己株式**	**△782**
		評価・換算差額等	**655**
		その他有価証券評価差額金	**655**
		純資産合計	**264,536**
資産合計	**342,983**	**負債純資産合計**	**342,983**

（注）　記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		**517,774**
売　　上　　原　　価		**335,370**
売　　上　　総　　利　　益		**182,404**
販　売　費　及　び　一　般　管　理　費		213,369
営　　業　　損　　失		**30,965**
営　　業　　外　　収　　益		**162**
営　　業　　外　　費　　用		**492**
経　　常　　損　　失		**31,294**
特　　別　　損　　失		
関　係　会　社　出　資　金　評　価　損	53,804	**53,804**
税　引　前　当　期　純　損　失		**85,098**
法　人　税、住　民　税　及　び　事　業　税		580
当　　期　　純　　損　　失		**85,678**

（注）　記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成26年４月１日　残高	300,000	53,293	53,293	440	△3,391	△2,951	△782	349,559
事業年度中の変動額								
当期純損失					△85,678	△85,678		△85,678
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計					△85,678	△85,678		△85,678
平成27年３月31日　残高	300,000	53,293	53,293	440	△89,070	△88,630	△782	263,880

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日　残高	383	383	349,942
事業年度中の変動額			
当期純損失			△85,678
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	272	272	272
事業年度中の変動額合計	272	272	△85,406
平成27年３月31日　残高	655	655	264,536

（注）　記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・関係会社出資金

移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）は定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 従業員の退職金支給に備えるために中小企業退職金共済制度に加入しております。

② 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　223,009千円

(2) 関係会社に対する資産は、次のとおりであります。

前渡金　39,503千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	7,907千円
仕入高	168,983千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,390,000株	― 株	― 株	3,390,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,779株	― 株	― 株	1,779株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い預金等に限定する方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが３か月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、営業債権について、各事業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（市場価格の変動リスク）

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時　　価 (千円)	差　　額 (千円)
(1) 現金預金	21,572	21,572	－
(2) 受取手形及び売掛金	77,442	77,442	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	4,113	4,113	－
資産計	103,129	103,129	－
(1) 支払手形及び買掛金	25,360	25,360	－
(2) 未払金	17,563	17,563	－
負債計	42,924	42,924	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 関係会社出資金（貸借対照表計上額38,441千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

なお、当事業年度において減損処理を行い、関係会社出資金評価損53,804千円を計上しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
賞与引当金	759千円
未払費用	103千円
見越販売促進費	871千円
未払事業税	150千円
関係会社出資金評価損	17,400千円
繰越欠損金	71,998千円
繰延税金資産小計	91,282千円
評価性引当額	△91,282千円
繰延税金資産合計	― 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△313千円
繰延税金負債合計	△313千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

当事業年度末においてリースにより使用している固定資産は、重要性が低いため、注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ウェイハン石垣食品有限公司	38,441	食品製造業	直接100.0	兼任3人	生産子会社	仕入	168,983	前渡金	39,503

（注） 取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格及び総原価を勘案して、交渉の上、決定しております。

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額 78円07銭

(2) １株当たり当期純損失 25円28銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

石垣食品株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　村本泰雄　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　辻村茂樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、石垣食品株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月25日

石垣食品株式会社　監査役会

常勤監査役　片　平　亮　太　㊞

社外監査役　杉　浦　由美子　㊞

社外監査役　渡　邊　洋　次　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第32条第２項（取締役の責任免除）及び第33条第２項（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第32条第２項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します）

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第32条　＜条文省略＞ ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第32条　＜条文省略＞ ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（監査役の責任免除） 第33条　＜条文省略＞ ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任免除） 第33条　＜条文省略＞ ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第２号議案　補欠取締役１名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、予め補欠取締役１名の選任をお願いするものであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社 の株式の数
石垣（いしがき）靖子（せいこ） （昭和11年９月21日生）	昭和58年12月　株式会社石垣共栄会取締役就任（現任）	209,500株

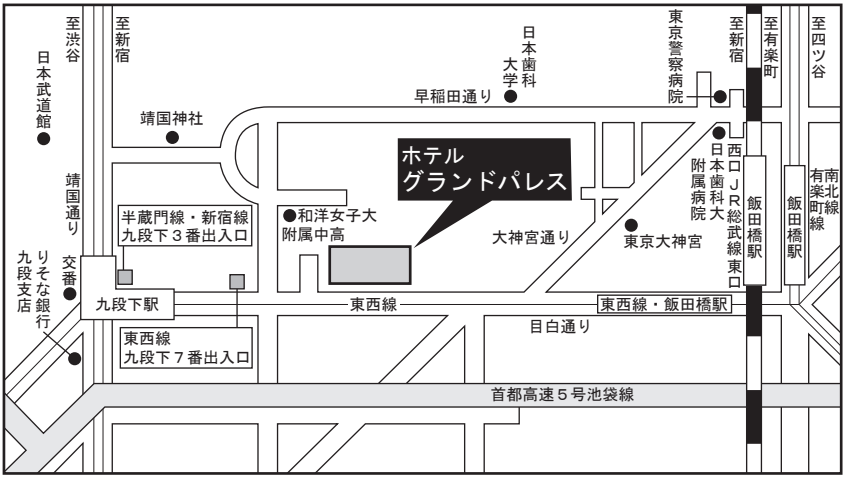
（注）1.　候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2.　石垣靖子氏は、当社取締役社長石垣裕義氏の３親等内の親族（母）であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

第58期定時株主総会会場ご案内略図

会場　　**ホテルグランドパレス　４階　桐の間**
東京都千代田区飯田橋一丁目１番１号
連絡先　03-3264-1111（ホテル代表番号）



交通のご案内

●東京メトロ東西線・半蔵門線、都営新宿線
＜九段下駅＞　徒歩１分
●ＪＲ総武線、東京メトロ東西線・有楽町線・南北線
＜飯田橋駅＞　徒歩７分